

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	イタセンバラ保護定着調査
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局淀川河川事務所長 西澤 洋行 大阪府枚方市新町2-2-10
契約締結日	令和 8年 4月24日
契約の相手方の氏名及び住所	地方独立行政法人 大阪府立 環境農林水産総合研究所 大阪府羽曳野市尺度442
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	6,072,000
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	
随意契約によることとした理由	<p>国（環境省・文部科学省・農林水産省・国土交通省）は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）第45条の規定に基づきイタセンバラが事前状態で安定的に存続できることを目標とした保護増殖事業を適正かつ効果的に実施するため、「イタセンバラ保護増殖事業計画」（以下「国の事業計画」という。）を定めている。</p> <p>本調査は、国の事業計画に基づき、絶滅危惧種である淀川でのイタセンバラの定着・繁殖状況やこれらに関連するフィールド調査を行い、専門的な見地から野生復帰に向けたワンド管理手法等について立案するものである。</p> <p>本調査の実施にあたっては、国の事業計画に定める保護増殖事業の内容その他保護増殖事業を適正かつ効果的に実施するために必要な事項等について熟知し、かつ、淀川での飼育稚魚の浮出時期の的確な予想等、淀川産個体群であるイタセンバラの保護増殖に関する技術やノウハウを有している必要がある。</p> <p>地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所は、同所のイタセンバラ保護増殖事業計画が、「種の保存法」第46条（認定保護増殖等）の規定に基づき、国の事業計画に適合している旨の環境大臣の認定を受けており、イタセンバラ保護増殖事業を適正かつ確実に実施できる機関である。かつ、淀川産個体群のイタセンバラの安定的存続に関する様々な研究、事前環境に近い健全な状態で維持し続けるための大規模屋外保存池電保護増殖事業及び飼育個体の淀川の生息地への野生復帰に供する事業等の実績もあることから、本調査の実施に信頼性があり、知見・技術を有する唯一の機関であるため、当該法人と委託契約を締結するものである。</p> <p>根拠法令：会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>
備 考	